

自転車乗車用ヘルメット着用 促進事業費補助金 を拡充します！



自転車死亡事故の約7割が頭部に致命傷を受けています。
自転車用ヘルメット着用し頭部を守ることが重要です！！

●愛知県で「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、
2021年10月1日から大人も子どもも自転車を利用するときは、乗車用
ヘルメットを着用するよう努めることが定められました。

10月1日より対象年齢を拡充し、園児の 方も対象になります。

【10月1日以降の購入分が補助対象となります。ご注意ください。】

補助対象者※1	① 18歳以下の児童生徒等【2021年10月1日より拡充】 ② 65歳以上の高齢者
補助対象経費	ヘルメットを購入するために必要な費用
補助額	ヘルメット1個あたり購入金額の1/2（10円未満は切捨て）又は2,000円 の低い額
要件	・ 補助対象者1人につき1個で1回限りです。 ・ ヘルメットは安全性の認証を受けたものであること。 SGマーク（一般財団法人製品安全協会の安全認証） JCFマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟の安全認証） CEマーク（EU加盟国の安全認証） GSマーク（ドイツの安全認証） CPSCマーク（米国消費者製品安全委員会の安全認証） （上記以外の認証は、補助対象に該当するか確認が必要となりますので、 購入前に必ず問合せしてください。）

※1 年齢は、申請年度末時点の年齢。豊明市に住民登録がある事。

【申請方法など】

- ①補助対象者及び要件を確認のうえ購入後に、必要書類（領収書等）を添え申請書（保護者申請用）を市に提出。**【申請期限 2022年1月31日まで】**
- ②市から交付決定通知等が届いたら確認のうえ速やかに請求書を提出（これで手続き完了）
- ③市から請求書の口座に振込みします。

問合せ先 豊明市 市民生活部防災防犯対策課 交通防犯係
電話：0562-92-8305 E-mail:bousai@city.toyoake.lg.jp